

登録有形文化財（建造物）の登録について

令和4年7月22日（金）に文化審議会が開催され、同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、下記の登録有形文化財の登録について文部科学大臣に答申される予定です。今後、官報告示を経て、登録文化財原簿に登録されることとなります。

本県関係では、令和3年7月16日答申の旧古川屋惣兵衛住宅に続くもので、合計229件となります。

答申予定の登録有形文化財（建造物） 2件

- よしだ けじゅうたく きゅうひがしこばやしけじゅうたく おもや ざしきとう
・吉田家住宅（旧 東小林家住宅） 主屋 1件、座敷棟 1件

よしだ けじゅうたく きゅうひがしこばやしけじゅうたく 吉田家住宅（旧 東小林家住宅）について

- ・所在地 越前市岩本町17-12
- ・所有者 吉田 一郎 氏
- ・登録基準 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- ・概要 越前和紙産地・五箇のうち、岩本町に位置する。当地にて紙商いで栄えた小林家の分家の一つ、東小林家が当住宅を建築し、大正初期に吉田家の住居となった。現在、主屋、座敷棟の2棟の建物がのこり、和紙で栄えた地域の歴史を伝える。
- ・備考 小林家本家は、登録有形文化財・旧根岸家住宅（岩本町16-8、平成23年登録）。
現在、当住宅は、吉田家関係者により「綴つづりの家」として公開され、建物と展示を通して、地域の歴史を伝える場となっている。



各建物について

おもや ①主屋

- ・年 代 明治前期建築、昭和4年改修
- ・特 徴 主屋は、木造2階建、瓦葺の建物で、敷地中央に立つ。2階正面に袖卯立^{そでうだつ}をもつ町家風の意匠が特徴。背面は座敷棟に接続する。



ざしきとう ②座敷棟

- ・年 代 江戸末期建築、昭和10年増築
- ・特 徴 座敷棟は木造平屋建、瓦葺の建物。客人は主屋脇の門から、座敷棟の式台玄関を利用した。座敷は10畳間で、両脇に縁を設ける。



位置図